

フィットセラピー講座

新カテゴリーへの変更に伴う資格認定名変更について

◆2020年8月現在、フィットセラピーベーシックを基本に美容のカテゴリー3講座「アロマリエ認定講座」「フィットフェイシャル講座」「フィットボディケア講座」を修了するとフィットビューティーアドバイザー認定を、健康のカテゴリー3講座「ハーブティーソムリエ認定講座」「フィットストレスケア講座」「フィットヘルスケア講座」を修了するとフィットヘルスケアアドバイザー認定を取得することが出来ますが、2020年10月1日より、カテゴリーを一新し、資格認定名を下記のとおり変更します。

新カテゴリーでは、「フィットセラピーベーシック講座」、「アロマリエ認定講座」、「ハーブティーソムリエ認定講座」の3講座を修了すると「フィットセラピーアドバイザー認定」を取得出来ます。

その上で「フィットビューティーケア講座～フェイシャル、ヘアケア～」 「フィットボディケア講座～内分泌系、ホルモンバランス～」 「フィットストレスケア講座～自律神経を調整～」 「フィットヘルスケア講座～免疫を調整～」の4講座を修了し、フィットセラピスト認定試験に合格すると「フィットセラピスト認定」が取得出来ます。

なお、「フィットビューティーケアアドバイザー」、「フィットヘルスケアアドバイザー」の資格認定をご希望の方には、2021年12月31日までに受講および申請に限り、認定証の発行をさせていただきます。

◆現状どおり、フィットセラピー7講座をご受講済みでかつ協会員の方は、フィットセラピスト認定試験を受験することが出来ます。

◆2020年9月31日までにフィットセラピー7講座いずれかをご受講いただいている方につきましては、**2021年12月31日までに**該当講座の受講を終え、申請をいただきましたら、ご希望に応じて【フィットビューティーアドバイザー】【フィットヘルスケアアドバイザー】の認定証を発行いたします。

※【フィットビューティーアドバイザー】【フィットヘルスケアアドバイザー】の両認定をご希望された方には、【フィットセラピーアドバイザー】の認定発行はいたしません。

◆すでに、【フィットビューティーアドバイザー】【フィットヘルスケアアドバイザー】の両方の認定を取得済みの方には【フィットセラピーアドバイザー】の認定追加発行はいたしません。

フィットセラピー講座アドバイザーカテゴリーおよび認定変更についてのご案内

- ◆2020年10月1日(木)より、カテゴリーおよび認定が変更となります。
- ◆現在の【フィットビューティーアドバイザー】【フィットヘルスケアアドバイザー】のアドバイザー認定を廃止し、【フィットセラピーアドバイザー】に変更となります。
- ◆「フィットセラピーベーシック講座」「アロマリエ認定講座」「ハーブティーソムリエ認定講座」の3講座を受講の方(協会員)は、【フィットセラピーアドバイザー】認定となります。

現在		
フィットセラピーベーシック講座	⇨	フィットビューティーアドバイザー
アロマリエ認定講座		
フィットフェイシャルケア講座		
フィットボディケア講座		
フィットセラピーベーシック講座	⇨	フィットヘルスケアアドバイザー
ハーブティーソムリエ認定講座		
フィットストレスケア講座		
フィットヘルスケア講座		

変更後(2020年10月1日より)		
フィットセラピーベーシック講座	⇨	フィットセラピーアドバイザー
アロマリエ認定講座		
ハーブティーソムリエ認定講座		